

(中文原文：

<http://www.forestry.gov.cn/uploadfile/main/2011-12/file/2011-12-21-d835a996f1c6464597e3a86914fecabb.pdf>)

【中国西部地区林業人材育成プロジェクト仮訳】

## 2011 中国林業の基本状況

### 一、森林及び野生動植物資源

【森林資源】1949年の新中国建国以降、中国は前後して7回の全国森林資源調査を行った。第7次全国森林資源全面調査(2004～2008年)の結果によると、全国の森林面積は19,545万2,200ha、生立木総蓄積は149億1,300万 $\text{m}^3$ 、森林蓄積は137億2100万 $\text{m}^3$ 、森林被覆率は20.36%で、1949年の8.6%に比べ11.76ポイント上昇した。中国の森林面積はロシア、ブラジル、カナダ、アメリカに次ぐ世界第5位であった。森林蓄積量はブラジル、ロシア、アメリカ、カナダ、コンゴ民主主義共和国に次ぐ世界第6位であった。中国の人工林保存面積は6,168万8,400ha、蓄積は19億6,100万 $\text{m}^3$ で、人工林面積は世界第1位であった。

香港、マカオ、台湾地区を除き、全国の有林地面積は18,138万900haであった。林種別で見ると、公益林、商品林の面積が全体に占める割合はそれぞれ52.41%、47.59%で、その内公益林面積における防護林は8,308万3,800ha、特殊用途林は1,197万8,200ha、商品林面積における用材林面積は6,416万1,600ha、薪炭林は174万7,300ha、経済林2,041万ha(その内、アブラツバキ林面積は320万ha)であった。土地権利属性別に見ると、国有林は7,246万7,700ha、集体林は10,890万3,200haでそれぞれ39.95%、60.05%であった。林木権利属性別に見ると、国有は7,143万5,800ha、集体経営は5,176万9,900ha、個人経営は5,817万5,200haで、それぞれ39.38%、28.54%、32.08%であった。全国の既存天然林面積は有林地面積の65.99%を占める11,969万2,500ha、蓄積量は全国森林蓄積の85.33%を占める114億200万 $\text{m}^3$ 、全国の既存人工林面積は有林地面積の34.01%を占める6,168万8,400ha、蓄積量は全国森林蓄積の14.67%を占める19億6,100万 $\text{m}^3$ であった。

全体的に見ると、中国の森林資源には、総量不足、質の低さ、分布不均衡という問題が存在している。中国の森林被覆率は世界平均水準30.3%のわずか2/3で、1人あたりの森林面積は世界の一人あたりの占有量の0.62haのわずか1/4、1人あたりの森林蓄積量は世界の1人あたりの占有蓄積量68.54 $\text{m}^3$ のわずか1/7強である。造林優良種使用率はわずか51%で、林業先進国の80%に比べると非常に大きな差がある。香港、マカオ、台湾地区を除く中国の既存森林において、中、幼齡林の割合は大きく、面積は高木林喬木林面積の67.25%を占め、蓄積量は森林蓄積量の40.03%を占めている。地域別に見ると、中国東北の大・小興安嶺及び長白山、西南の四川省西部と四川省南部・雲南省の大部分・チベットの東南部、東南・華南低山丘陵地帯及び西北の秦嶺・天山・アルタイ山・祁連山・青海省

の東南部などの地域に、森林資源が集中的に分布しているが、地域が広大な西北地区、内モンゴルの中西部、チベットの大部分、及び多くの人口を抱え、経済が発展している華北、中原地域及び長江、黄河中・下流地域には森林資源の分布が少ない。

**【野生動植物資源】**中国の野生動植物資源は非常に豊富である。全国の脊椎動物は6,482種で世界の脊椎動物の種の10%を占めている。その内、獣類は581種、鳥類は1,332種、爬虫類は412種、両生類は295種、魚類は3,862種である。中国には多くの特有野生動物が生息しており、特有の獣類は86種、鳥類は80種、両生類は163種、爬虫類は126種である。全国にはおよそ3万種以上の高等植物があり、世界第3位である。その内、特有植物種はおよそ1万7,000種以上で、銀杉、ハンカチノキ、銀杏、アビエス・ベシヤンズエンシス (*Abies beshanzuensis*)、香果樹 (*Emmenopterys henryi* Oliv.)、などは、いずれも中国特有の希少絶滅危惧野生植物種である。これらの希少絶滅危惧野生動植物を保護するため、中国は相次いで国家重点保護野生動物リスト及び国家重点保護野生植物リストを公布し、341種の陸生野生動物、246種の野生植物を国家一級または二級保護対象に確定し、重点的に保護している。中国には323万2,000株の古樹があり、その内、国家一級古樹は14万4,300株(樹齢500年以上)、国家二級古樹107万2,700株(樹齢300~499年)、国家三級古樹199万6,000株(樹齢100~299年)、国家級名木は1万8,900株である。林木優良種資源収集保護バンク面積は1,000万ha以上で、収集保存林木種資源はおよそ5万部である。

**【林業自然保護区】**中国の林業系統は合計2,012カ所の各種自然保護区を建設しており、総面積は全国の陸地面積のおよそ12.88%を占める1億2,370haである。その内、国家級自然保護区は247カ所となり、面積は7,597万4,200haに達した。林業系統が建設している自然保護区において、森林生態系自然保護区は1,254カ所、面積は3,086万2,600haである。湿地生態系自然保護区は356カ所で、面積は3,178万5,500ha、荒漠生態系自然保護区は30カ所で、面積は3,709万3,500ha、野生植物の自然保護区は107カ所で、面積は168万3,200ha、野生動物の自然保護区は284カ所で、面積は2,227万5,700haである。このほか、中国は5万カ所近い自然保護小区、100カ所の国家湿地公園を建設している。これらの自然保護区は、中国の90%の陸地生態系、85%の野生動物種、65%の高等植物群落、20%の天然林群落を効果的に保護している。調査結果によると、中国の50.3%の自然湿地、85%以上の希少野生動植物種、特にジャイアントパンダ、トキなどの生物種の野生種は自然保護区にて効果的に保護されている。中国では、28カ所の自然保護区が国連ユネスコの「生物圏」保護区ネットワークに、37カ所が国際重要湿地リストに、18カ所が世界自然遺産リストに登録され、多くの自然保護区が世界生物多様性保護の重点地区になっている。

**【国有林場】**中国には合計4,507カ所の国有林場があり、従業員総数は66万人で、その内在職中の従業員は43万5,000人、離・退職従業員は22万5,000人である。全国の国有林場の総経営面積は6,200万haで、その内林業用地面積は5,500万ha、森林面積は4,500万ha、森林蓄積量は23億4,000万m<sup>3</sup>でそれぞれ全国林業用地面積、森林面積、森林蓄積量

の18%、23%、17%を占めている。5,500万haの林業用地面積において、商品林面積は1,000万ha、公益林面積は4,300万haで、その内、重点公益林面積は2,700万haである。国有林場有林地の総面積は3,000万ha、疎林地の面積は200万ha、灌木林地の面積は900万ha、植林に適した荒地荒山面積は800万haである。

**【森林景観資源】**中国は森林景観資源が非常に豊富で、自然文化遺産の重要な構成要素となっている。これらの貴重な森林景観資源を効果的に保護し、合理的に開発するため、1982年に初の森林公園——湖南張家界国家森林公園の建設を開始した。現在、全国では2,583カ所の各種森林公園が建設され、森林景観資源1,677万haを保護している。その内、国家級森林公園は740カ所、国家級森林観光区は1カ所で、1,152万haの森林景観資源を保護している。国家級森林公園を中堅とし、国家級、省級、県級森林公園が共同で発展させていく森林景観資源保護管理体制がおおむね形成されている。中国の世界自然文化遺産リストには15カ所の森林公園があり、森林景観資源保護は自然文化遺産の保護において重要な役割を發揮している。

## 二、湿地資源保護

**【湿地資源の状況】**第1回全国湿地資源調査（1996～2003年）の結果によると、中国で単体の面積が100haを超えた湿地の総面積は3,848万5,500ha（人工湿地はダム、貯水池のみを含む）はアジア第1位、世界第4位である。その内、自然湿地は94.06%を占める3,620万500ha、ダム・貯水池湿地は5.94%を占める228万5,000haである。自然湿地のうち、沼沢湿地は1,370万300ha、近海及び海岸湿地は594万1,700ha、河川湿地は820万7,000ha、湖泊湿地は835万1,600haである。湿地内には2,276種の高等植物、724種の野生動物が生息しており、その内、水鳥類は271種、両生類は300種、爬虫類は122種、獣類は31種である。

中国の湿地には主に以下の特徴がある。第一に、類型が多いことがあげられる。中国には『ラムサール条約』で定義づけられた各種湿地が概ね分布しており、世界で湿地類型が最も豊富な国家である。第二に、寒温帯から熱帯まで、沿海から内陸まで、平原から高原まで幅広く分布している。第三に、東部地区は河川湿地が多く、東北部地区は沼沢湿地が多く、長江中・下流及び青蔵高原は湖泊湿地が多いなど、地域ごとの違いがはっきりしている。第四に、生物多様性が豊富で、湿地ビオトープの類型が多く、生物種の数が多いだけでなく、その多くが中国特有のものである。全体的に見ると、中国の自然湿地は国土面積の3.77%しか占めておらず、6%という世界平均水準よりもはるかに低く、1人あたりの自然湿地面積は0.028haで、世界の1人あたりの湿地面積のわずか13.15%である。

**【湿地保護管理】**中国は『ラムサール条約』の加盟国である。『ラムサール条約』締結以降、中国政府は一連の措置を講じて湿地の保護と回復を図ってきた。2000年、國務院の17の部門は共同で『中国湿地保護行動計画』を発表した。2003年、國務院は『全国湿地保護事業計画（2002～2030年）』を承認した。2004年、國務院弁公庁は『湿地の保護管理強化に関する通知』を公布した。2005年、國務院は『全国湿地保護事業実施計画（2005～2010

年)』を承認し、事業措置による重要退化湿地に対する緊急保護対策の実施を打ち出した。全国では553カ所の湿地自然保護区、145カ所の国家湿地公園が建設され、湿地自然保護区、湿地公園を中心とする湿地保護ネットワーク体系がおおむね形成され、湿地保護面積は全国自然湿地総面積の50.3%を占める1,820万haに達している。積極的かつ効果的な政策及び行動によって、中国の湿地保護は国際社会から認められ、2002年、世界自然保護基金(WWF)は「地球への贈り物(Gift to the Earth)」栄誉賞を中国国家林業局に授与し、2004年国際湿地保全連合(Wetlands International)は「地球の湿地保護と合理的利用に対する傑出した成果奨」を中国に授与し、中国の科学者である蔡述明教授が「湿地保全賞 科学部門」を獲得した。

### 三、荒漠化及び砂漠化状況

【荒漠化及び砂漠化状況】世界において、中国は荒漠化及び砂漠化土地面積が大きく、分布が広く、被害が深刻な国家の一つであり、深刻な土地の荒漠化、砂漠化は中国の生態安全及び経済・社会の持続可能な発展を脅かしている。全国第4回荒漠化及び砂漠化モニタリング(2005~2009年)の結果によると、全国の荒漠化土地面積は262万3,700km<sup>2</sup>、砂漠化土地面積は173万1,100km<sup>2</sup>で、それぞれ国土面積の27.33%、18.03%を占めている。全国第3回荒漠化及び砂漠化モニタリング(2000~2004年)と比べると、5年間で全国の荒漠化土地の面積は年平均で2,491km<sup>2</sup>減少しており、砂漠化土地面積は年平均で1,717km<sup>2</sup>減少している。モニタリングによると、中国の土地の荒漠化、砂漠化は全体的におおむね食い止められ、荒漠化、砂漠化の土地は引き続き減少しているが、一部の地域では拡大し続けている。

第4回全国荒漠化及び砂漠化モニタリングと第3回モニタリングは5年の間があいているが、中国の防砂治砂には四つの重要な変化があった。第一に、荒漠化及び砂漠化土地面積は引き続き減少している。5年間で、全国の荒漠化した土地は1万2,500km<sup>2</sup>、砂漠化した土地は8,587km<sup>2</sup>減少しており、それぞれ前回のモニタリング時より0.47%、0.49%減となっている。中国で荒漠化した土地が分布している18の省(自治区、直轄市)で、荒漠化した土地はいずれも減少している。砂漠化した土地が分布している30の省(自治区、直轄市)では、ほとんどの省(自治区、直轄市)の砂漠化した土地が減少している。第二に、荒漠化及び砂漠化の度合いが引き続き減少している。5年間で、中等度、重度、極めて重度の三種の荒漠化した土地はそれぞれ1万6,900km<sup>2</sup>、6,800km<sup>2</sup>、2万3,400km<sup>2</sup>減少した。中等度、重度、極めて中等度の三種の砂漠化した土地はそれぞれ9,906km<sup>2</sup>、1万400km<sup>2</sup>、1万5,600km<sup>2</sup>減少した。第三に、砂漠化地域の植被はさらに改善している。5年間で、砂漠化した土地の植被の平均被覆率は17.03%から17.63%にまで高まり、植被被覆率が50%以上の砂漠化した土地の面積は1万300km<sup>2</sup>増加し、被覆率が10%以下の砂漠化した土地の面積は1万3,600km<sup>2</sup>減少した。荒漠化及び砂漠化重点保護整備地区の植物の種類が著しく増加し、植被群落の安定性が強化された。第四に、重点整備地区の生態環境が著しく改善された。重点的に整備されている科爾沁砂地、毛烏素砂地、渾善達克砂地、呼倫貝爾

砂地、京津黄砂源整備事業地区などの生態が著しく改善されている。

**【困難及びチャレンジ】** 中国の防砂治砂は大きな成果を挙げているが、同時に解決しなければならない課題及び困難も存在している。全体的に言うと、防砂治砂には成果と困難が同時に存在し、チャンスとチャレンジも同時に存在している。全国の既存の砂漠化した土地は国土総面積の 1/5 近くを占める 173 万 km<sup>2</sup>で、そのうち、整備可能な面積は 53 万 km<sup>2</sup>で、毎年の縮小幅を 1,717 km<sup>2</sup>として計算すると、すべての整備任務を達成するにはおよそ 300 年かかる。同時に、人口、経済発展のプレッシャーと生態系の許容力との矛盾が突出している。中国の生態系の許容力は世界の平均水準の 1/3 で、現在、人口、家畜、かまどの三つの問題が際立っており、一部地域のみだりな伐採、開墾、放牧、水資源の不合理な利用などの行為が砂漠化地域では深刻である。また、「防砂治砂における科学技術の利用度が低い」、「科学技術によるサポートが十分でない」なども、中国の防砂治砂業務で早急に解決が待たれる問題である。

#### 四、林業法律法規及び規則

1949 年の新中国建国以降、中国は森林法をメインとし、その他関連林業法律、法規、規則をサブとする林業法律体系をおおむね形成している。各林業業務には根拠とすべき法律ができ、遵守すべき規則が備わり、現代林業建設の推進、林業部門の法に基づいた行政促進に重要な役割を發揮している。

**【林業法律】**『森林法』、『野生動物保護法』、『種子法』、『防砂治砂法』、『農業法』、『農業技術普及法』、『農村土地請負法』、『農民專業合作社法』、『農村土地請負經營紛争調停仲裁法』、『第五期全国人民代表大会第四回會議全国民義務植樹運動展開に関する決議』の 10 部の林業法律が公布された。

**【林業行政法規】** 林業行政法規は、『森林法実施条例』、『陸生野生動物保護實施条例』、『野生植物保護条例』、『自然保護区条例』、『植物新品種保護条例』、『森林防火条例』、『植物検疫条例』、『森林病虫害防除条例』、『森林伐採更新管理弁法』、『國務院の全国民ボランティア植樹運動実施に関する實施弁法』、『森林及び野生動物自然保護区管理弁法』、『退耕還林条例』、『絶滅危惧野生動植物輸出入管理条例』、『都市緑化条例』、『風景名勝区条例』、『血吸虫病防除条例』、『重大動物疫病緊急対応条例』の 17 件である。

**【林業部門規則】** 林業部門規則は、主に、『林木及び林地權利屬性登記管理弁法』、『林地占用、収用審査承認管理弁法』、『林業行政処罰手順規定』、『林業基準化管理弁法』、『植物新品種保護リスト(林業部分)』、『陸生野生動物外来種導入種類及び数量承認管理弁法』、『林木種子生産、經營許可証管理弁法』、『国家級森林公園設立、撤廢、合併、經營範圍変更または隸屬關係変更承認管理弁法』、『林木種子品質管理弁法』、『主要林木品種審査決定弁法』、『林木種質資源管理弁法』、『林木遺伝子組み換え事業活動實施承認管理弁法』、『森林資源監督業務管理弁法』、『国家林業局製品品質檢驗檢測機關管理弁法』、『營利性治砂管理弁法』、『突発林業有害生物事件処置弁法』など、合計 42 件である。

この他、地方人民代表大会、政府が制定した地方性林業法規及び地方政府林業規則が 400

件以上ある。

## 五、林業科学技術、教育及び情報化

【林業科学技術】1949年の新中国建国以降、特に改革開放以降、中国の林業科学技術業務は著しい成果を挙げており、24,000件以上の科学技術成果を挙げ、その内、国家級奨励290以上、省部級科学技術進歩賞が2,000件弱にも上り、林業科学技術貢献率は39.1%に達した。全国審査決定（認定）された林木優良種は3,383種で、334件の林業国家基準、778の業種基準が公布・実施され、基礎研究、応用研究、ハイテク研究、ソフトサイエンス研究及び科学技術成果の転化・普及、ハイテク産業化などの分野で、国家の各種重大科学技術計画が策定され、林業科学研究と技術開発、科学技術普及と技術サービス、技術基準と品質監督、林業科学技術管理を含む整った林業の科学技術イノベーションシステムがおおむね形成された。全国には地（市）級以上の林業科学研究機関が232カ所あり、研究開発者は1万4,000人である。現在、局級重点実験室は34カ所、国家級及び局級陸地（森林、湿地、荒漠）生態系定位観測研究ステーションは79カ所、国家級林木種質資源保存バンクは13カ所、国家級林木優良種基地は131カ所、科学データセンターは1カ所、国家級及び局級事業技術（研究）センターは11カ所、林業科学技術モデルパークは6カ所、林業科学技術モデル県は70カ所、基準化モデル区は238カ所、林業専門基準化技術委員会は23カ所、国家級及び局級林業品質検閲検測機関は28カ所、省級林木種苗品質検査機関は29カ所、地（市）・県級林木種苗品質検査機関は666カ所、省・地（市）・県三級林業科学技術普及機関は2,638カ所、林業科学技術普及基地は45カ所である。すでに植物新品種テストセンター1カ所、テストサブセンター5カ所、分子測定実験室2カ所、専門テストステーション5カ所が建設されている。

【林業教育】林業教育体系は健全で、普通高等林業教育と高・中等林業職業技術教育、林業研究協調発展の林業教育研修体系が形成されている。現在、林業に関連する一級学科には生物学、林業事業、林業学、建築学、農業資源と環境、農林経済管理の6学科が設置されており、専攻学位が与えられるのは景観園林、林業、事業の三種である。全国で独立設置されている普通高等林業本科大学は7校、独立設置されている林業（生態）職業学院は12校、中等林業（園林）職業学校は31校で、他にも346校の普通高等教育機関及び高等職業学校、587カ所の中等職業学校が林業専攻の学生を募集している。国家林業局管理幹部学院を核とする研修機関が林業幹部研修業務を請け負っており、国家林業局教育研修情報センター、成人教育研究センター、職業教育研究センター、独学試験管理センターが設けられている。全国には57カ所の林業業種重要ポスト研修機関、61カ所の林業職業技能鑑定ステーションがある。全国林業科専攻の在校研究生は1万9,000人、本科生及び高等職業学校、高等専門学校の学生は21万2,000人、中等専門学校の学生は28万2,000人で、業界全体で年間延べ300万人以上の林業従業員の研修を行っており、延べ3万8,000人が林業業界職業技能鑑定試験で国家職業資格証書を取得している。

【林業情報化】林業情報化が全面的かつ急速に進められている。高基準のイントラネッ

ト、エクストラネット、専門ネットワークが建設され、全国林業情報ハイウェイが形成された。林業総合事務システムが建設、運行され、文書手続き、会議手続き、事務手続きなどの政府機関の主要業務のオンライン手続きが実現し、全国林業系統はペーパーレス事務時代にはいった。モバイル事務システムの実施がスタートし、従来の事務方式の時間・空間制限を徹底的に打破し、いつでもどこでもできる事務のモデルを構築した。機関内部のサイトを統合、改善し、「中国林業網」統合ポータルサイトを構築し、国家林業情報発表、オンライン事務及びインタラクティブな交流の統合プラットフォームを形成した。林業データバンク及び応用システム建設を統合し、副省級以上の政策決定層の専門データ集中管理及び統合基礎プラットフォームを通じて部門間のデータ共有をおおむね実現した。林業情報化モデル事業及びモデル省建設をスタートさせた。『全国林業情報化発展「第十二次五カ年」計画』の印刷配布を実施した。情報化基準の規範化の歩みを加速させた。中国林業情報化発展戦略に関する研究を実施し、初の『中国林業情報化発展報告』を発表した。情報化の制度建設が強化され、『全国林業情報化業務管理弁法』など 15 の管理弁法を印刷配布し、林業情報化の規範化・管理のルールに乗った。情報化機関チーム建設が強化され、中央編制弁公室の回答を経て国家林業局情報センターが設立され、全国林業情報化業務に対し業種管理などの職能を履行した。

## 六、林業機関とチーム

【林業機関】国家林業局には弁公室、政策法規司、造林緑化管理司（全国緑化委員会弁公室）、森林資源管理司、野生動植物保護と自然保護区管理司、農村林業改革発展司、森林公安局（国家森林防火指揮部弁公室）、発展企画及び資金管理司、科学技術司、国際合作司（香港・マカオ・台湾弁公室）、人事司の 11 の職能司・局及び機関党委員会、離退職幹部局が設けられており、機関行政には 311 人が編制されている。また、国家林業局国有林場及び林木種苗事業総ステーション、林業業務ステーション管理総ステーション、絶滅危惧生物種輸出入管理センター、天然林資源保護事業管理センター、退耕還林（草）事業管理センター、荒漠化対策管理センター、森林資源監督管理弁公室、湿地保護管理センター、中国林業科学研究院、調査企画設計院など 52 の直属事業単位が設置されている。その内、国有林場及び林木種苗業務総ステーション、林業業務ステーション管理総ステーション、絶滅危惧生物種輸出入管理センター、荒漠化対策管理センター、森林資源監督管理弁公室、湿地保護管理センターなど 24 の直属事業単位は公務員法を参照にして管理を行う事業単位に組み込まれている。このほか、主管または提携している中国林業産業協会、中国花卉協会、中国竹産業協会、中国林場協会、中国経済林協会、中国林業機械協会、中国治沙と砂産業学会、中国林業経済学会、中国林業職員思想政治業務研究会など 28 の全国的社会団体がある。

【林業チーム】中国の林業はトップダウンの整った行政管理体系があり、各省・区・市に林業庁（局）が設けられ、多くの地市県に単独の林業行政機関が設けられ、大部分の郷鎮に林業業務ステーションが設置されている。同時に、中国には健全な林業法執行機関、

法執行チームが整備されている。全国には合計 7,000 近くの森林公安業務を行う機関、1 万 7,000 カ所の防火検査ステーション、4,236 カ所の木材検査ステーション、28,112 カ所の郷鎮林業業務ステーション、3,081 カ所の森林病虫害予防・治療検疫局（ステーション）、1,372 カ所以上の林木種苗管理ステーション、7,083 カ所の野生動植物管理ステーション及び 350 の国家級、768 の省級、2,000 以上の市・県級陸生野生動物病原疫病モニタリングステーションがあり、法執行に携わっている人員がおよそ 32 万人おり、その内森林公安警官は 6 万人である。全国には 3,595 カ所の県級以上森林防火指揮部事務機関があり、従事者は 2 万 1,000 人である。専門、半専門森林消防チームは 2 万隊近くあり、従事者は 61 万人である。全国には 851 の林権管理サービス機構が設置されている。全国には林業有害生物防除検疫作業員が 2 万人余り、野生動物病原疫病専任・兼任モニタリング作業員が 1 万人余り、林木種苗品質検査作業員が 10,376 人、森林公園管理及びサービス従事者が 14 万 3,000 人、郷村森林保護員が 70 万 4,000 人いる。全国には合計 2,000 カ所以上の林業調査企画設計機関があり、各種専門技術者は 5 万人である。全国には 135 社の国有重点森林工業企業、20 カ所の重点営林局、4,507 カ所の国有林場、8 万 8,000 カ所の郷村林場、8,738 カ所の国有苗圃、876 カ所の林木優良種基地がある。全国林業系統従業員総数は 169 万人である。

## 七、林業国際協力

**【国際交流と援助】** 中国はすでにドイツ、アメリカ、カナダ、日本、オーストラリア、ロシアなど、40 カ国以上の国家及び国際連合食糧農業機関（FAO）、国連開発計画（UNDP）、地球環境ファシリティ（GEF）、国際熱帯木材機関（ITTO）、世界銀行（WB）、アジア開発銀行（ADB）、世界自然保護基金（WWF）、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー（TNC）、国際湿地保全連合（Wetlands International）など 20 以上の国際組織と林業に関する交流及び協力のルートを構築し、湿地保護、自然保護区建設、人員研修などの分野で一連の事業協力を実施し、技術と資金を導入し、事業区の生態環境を改善している。中国林業は 760 件の無償援助プロジェクトを獲得しており、無償援助額は 8 億 5,000 万ドルである。6 件の世界銀行林業借款プロジェクトを獲得し、世界銀行から 9 億ドル以上の融資を得ている。世界自然保護基金、植物園自然保護国際機構など 19 の非政府国際組織の在中国代表処の業務主管機関と緊密に連携し、効果的に多国間協力を推進している。日中民間緑化協力委員会（小淵基金）では、日本側から 50 億円の援助資金を獲得し、163 件のプロジェクトを実施し、4 万 1,700ha の造林プロジェクトを行い、両国の交流と協力を促進している。

**【国際条約の履行】** 中国の林業部門が先頭に立って執行している国際条約は、『国連砂漠化対処条約』、『絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）』、『特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約』及び『全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書』の 4 項目である。同時に、林業部門は『生物多様性条約』、『植物の新品種の保護に関する国際条約』、『気候変動枠組条約』及び『京都議定書』、『国際熱帯木材協定』などの国際条約協定及び先頭に立って責務を担っている国連森林フォーラムの各業務に参加し執行している。

**【政府間協力】** 林業部門が実行している政府間二国間協定は、『日中渡り鳥等保護協定』、『中豪渡り鳥等保護協定』、『中印トラ保護協定』、『中ロ森林防火連携防止協定』、『中ロハンカ湖保護区協定』、『中ロトラ保護協定』、『中豪森林草原防火連携防止協定』、『中国およびインドネシアの違法林産物貿易取締りに関する了解覚書』、『中国および南アフリカ林業協力了解覚書』、『中韓渡り鳥等保護協定』、『中国およびアメリカ合衆国の木材違法伐採取締りに関する了解覚書』、『中国およびオーストラリアの木材違法伐採取締りに関する了解覚書』の12項目である。中国はフィンランド、カナダ、ニュージーランド、メキシコ、オーストラリア、ロシア、インドネシア、タイ、アメリカ、ベトナム、オーストリア、スリナム、ガイアナ、韓国、ドイツ、チリ、イラン、トルコ、ミャンマー、スペイン、フランス、スロバキア、フィジー、ギリシャ、イギリス、エジプト、日本、レソト王国、スウェーデン、オマーン、イタリア、ブラジル、チェコ、インド、コートジボワール、モンゴル、北朝鮮、アルゼンチン、イラク、コンゴ共和国、ネパール、オーストリア、アラブ首長国連邦、マレーシアなど44カ国と相次いで56の林業部門間協力協議（覚書）を締結している。

以上